平成２９年（フ）第８９号
福島市南矢野目字向原11番地の１　向原アパート201
債務者　大橋　裕二
１　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第９０号
福島市南矢野目字向原11番地の１　向原アパート201
債務者　大橋　和子
１　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第９３号
福島市南町50番地の３　エトワール福島南町マンション1007号
債務者　西尾　徳久
１　決定年月日時　平成29年９月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１４８号
茨城県稲敷郡阿見町南平台３丁目27番地９、前住所茨城県土浦市荒川沖東２丁目２番７－303号　ステージワン荒川沖
債務者　安藤　栄恒
１　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１５８号
茨城県かすみがうら市下稲吉3264番地８　タケダ住宅Ａ
債務者　松本　惣一
１　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６２号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野４丁目18番地１西洋ハイツＡ－103号、前住所千葉県市原市姉崎1056番地３　サンエイパレスＢ101
債務者　加藤　雄志
１　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１２号
和歌山県日高郡印南町印南原1599－１、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市4618番地の11
債務者　新井　政典
１　決定年月日時　平成29年９月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第６３０号
千葉県市川市大洲２丁目14番22－406号　（パシフィックコーポ１）
債務者　麻生　景子
１　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６６１号
千葉県習志野市秋津２丁目５番５－507号
債務者　宮川　成二
１　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６７５号
千葉市緑区あすみが丘東２丁目1804番地　あすなろの会
債務者　河野　一敏
１　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６９５号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区33棟101号
債務者　橋本　　浩
１　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７１２号
千葉市中央区末広４丁目18番18号
債務者　浅野　強美
１　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７２３号
千葉市緑区土気町1620－21　エステヒルズ千葉東フォレストコート３－203、住民票上の住所福岡県北九州市若松区畠田１丁目10番94号
債務者　岩本　駿介
１　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７６７号
千葉県市川市南行徳３丁目14番９号　（チェリーハイツ101号）
債務者　荒蒔さおり
１　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７７５号
千葉県市川市島尻２番35－207号　（ライオンズガーデン浦安）
債務者　島　　恵子
１　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７７６号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番19棟207号
債務者　麻生　朋子
１　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係